

滋賀県の最低賃金

効力発生日：令和6年10月1日

地域別最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)
滋賀県最低賃金	1,017 円

必ずチェック！最低賃金！

詳細については、以下にお問い合わせください。

滋賀労働局賃金室	TEL 077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL 077-522-6616
彦根労働基準監督署	TEL 0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL 0748-22-0394

令和7年10月5日から **1,080 円**
に改正されます。

働く人と雇う人のためのルールです！



効力発生日：令和6年12月31日

特定（産業別）最低賃金の件名	最低賃金 (時間額)	適用業種（日本標準産業分類 平成25年10月改定） ※2	各産業別の適用除外労働者 ※3
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金	※1 1046 円	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く）、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業	・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	※1 1060 円	はん用機械器具製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）のうちの農業用トラクタ製造業、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く）、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業	・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	※1 1050 円	体積計製造業、はかり製造業、圧力計・流量計・液面計等製造業、精密測定器製造業、分析機器製造業、試験機製造業、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業	・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・手作業による刻印、包装又は選別の業務に主として従事する者 ・部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務に主として従事する者
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	※1 1062 円	自動車・同附属品製造業	・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて行うシートベルトのウェビングの溶断又は縫製の業務（これらの業務うち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

※最低賃金の対象となる賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当や賞与、結婚手当等臨時に支払われる賃金は含まれません。

※1 令和7年10月5日以降は滋賀県最低賃金を下回ることから、滋賀県最低賃金の時間額円が適用されます。	※2 適用業種には、上記の産業において「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「純粋持株会社」を含みます。	※3 次に掲げる労働者は特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、滋賀県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (3) 各産業別の適用除外労働者
--	--	--